

一般社団法人関西サッカー協会フットサル委員会規程

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本委員会は、一般社団法人関西サッカー協会（以下「この法人」という。）の定款第37条の規定に基づき設置し、フットサル委員会と称する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 本委員会は、この法人の目的に添ってフットサル・ビーチサッカー競技の向上及び強化、フットサル・ビーチサッカー審判員とフットサル・ビーチサッカー審判指導者の資質向上を図り、フットサル・ビーチサッカー競技の普及及び振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 関西地域におけるフットサル・ビーチサッカー競技の普及・技術向上及び強化に関すること。
- (2) 関西地域におけるフットサル・ビーチサッカー審判の育成及び発掘に関すること。
- (3) 関西地域におけるフットサル・ビーチサッカー開催施設の確保に関すること。
- (4) 関西地域におけるフットサル・ビーチサッカー審判員の講習会や研修会に関すること。
- (5) その他、関西地域におけるフットサル・ビーチサッカーに関する事項

第3章 役員及び組織

(組 織)

第4条 本委員会は、この法人に登録したチーム及び本協会の目的に賛同する個人によって組織し、(公財)日本サッカー協会並びにこの法人の統括をうける。

(役 員)

第5条 本委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

第6章 規程の改正

(改正)

第15条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改正する。